

5. 受入医療機関確保に関する基準

緊急度の高い傷病者で速やかに搬送先が決定しない場合のルールや、特定の医療機関に患者が集中しないためのルールを定めます。

(1) 緊急度の高い傷病者への対応

緊急度の高い傷病者（「観察・選定シート」による「超緊急」）であって、隣府県の医療機関も含め搬送先医療機関が速やかに決定しないときは、医師の特別の指示がある場合を除き、最寄りの県内の救命救急センターへ再度受入要請するものとします。

この場合、要請のあった救命救急センターは、原則として一時的な受け入れに努めるものとします。

(2) その他傷病者の受け入れを行う医療機関の確保に資する事項

①実施基準の運用

県は、消防機関に対し、「日々の救急搬送病院リスト（別表）」により情報提供していることから、医療機関も、「専門医がない」「対応困難」等の理由で消防機関からの受入要請を断ることがないよう、正確な日々の応需情報の提供に努めるものとします。

消防機関は、複数の症状に対応できる医療機関や緊急度の高い傷病者等に対応できる医療機関に、搬送が集中しないよう、医療機関の選定に際しては配慮するものとします。（例：外傷患者の搬送先選定において、外傷のみ対応できる医療機関と、外傷と腹症に対応できる医療機関があれば、外傷のみ対応できる医療機関を優先。）

②県民への啓発

この実施基準において、緊急度が高い傷病者などに対応する医療機関へ、軽症の傷病者の搬送や、ウォーキン患者が集中すれば、本来対応すべき傷病者の対応に支障を来す恐れがあります。

県及び関係者は、県民に対し、このことを十分理解いただくよう努めるとともに、「救急車の要請が必要か」、「今すぐ受診する必要があるか」などの電話相談を行っている奈良県救急安心センター（#7119）や小児救急電話相談（#8000）の周知に努めるものとします。

6. その他の基準

この実施基準の運用に関し、その他必要な事項を定めます。

(1) ヘリコプターの活用に関する基準

消防機関は、傷病者が、生命に影響を及ぼすような緊急性が高い状態である場合などドクターヘリ要請の基準に合致する場合は、ドクターヘリによる搬送を要請することとします。

この場合は、「奈良県大阪府ドクターヘリ運航要請要領」、「奈良県和歌山県ドクターヘリ運航要請要領」によるものとします。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急活動については、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に基づいて、出動要請を行うことができるものとします。

(2) 実施基準をより有効に機能させるための調査

傷病者の搬送及び受入れの実施状況を継続的に調査するため、消防機関は、救急搬送にかかる必要な事項を記録することとし、医療機関は、転帰情報の提供に努めることとします。

(3) 傷病者の搬送及び傷病者の受入の実施基準の検証・見直し

実施基準をより有効に機能させるため、上記（2）の調査結果に基づき、「奈良県救急搬送及び医療連携協議会」において、実施基準の対象拡大等も含め、検証・見直しを継続的に行うこととします。